

特定非営利活動法人健康体操指導ワーカーズ役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人健康体操指導ワーカーズ（以下「本法人」という）定款第3章第19条に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

(報酬等の支給)

第2条 本法人は、定款第3章第19条の規定にかかわらず、平成17年9月18日の本法人設立総会にて議決された通り、役員に対しての報酬を支給しない。ただし使用人兼務役員については、職員分の給与を支給する。

(補則)

第3条 この規程に関し必要な事項は、社員総会が別に定める。

附則 この規程は平成30年12月13日より施行する。

特定非営利活動法人健康体操指導ワーカーズ 職員給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人健康体操指導ワーカーズ就業規則（以下「就業規則」という）第5章の規定に基づき、特定非営利活動法人健康体操指導ワーカーズ（以下「法人」という）の職員の給与に関する事項を定めるものである。

(賃金の体系)

第2条 賃金の体系は、指導料、事務費および諸手当とし、別表1のとおりとする。

2 前項の他、法人は、臨時にまたは暫定的に手当を支給することがある。

(賃金の形態)

第3条 体操の指導については指導人数別に定めた単価による。

2 事務作業については時間給制とする。

第2章 給与の計算および支払

(業務報告書)

第4条 職員は毎月末日までに当月分の業務報告書を提出し、勤務実績を報告する。

(計算期間および支払日)

第5条 給与は業務報告書により前月1日から末日までの分を当月15日に支給する。

2 前項の給与支給日が休日にあたる場合は、平日になる翌日に支払う。

(支払原則および控除)

第6条 給与は通貨で、または銀行振込にて（職員の同意を得て本人の銀行口座に）直接、職員に全額支払う。ただし、次に掲げるものは、支払いの際に控除する。

(1) 所得税

(2) 住民税

(3) 社会保険料等法令で定められているもの

2 前項に規定するものの他、職員の同意を得たもの。

(欠勤・遅刻等)

第7条 欠勤・遅刻・早退などによる不就労の場合は、その相当額を支給しない。

第3章 指導料及び事務費等

(指導料)

第8条 指導料は指導内容、指導先クラブの指導人数により、人件費単価表に定める。

(事務費)

第9条 事務作業については、職務の内容、能力、経験等により、人件費単価表に定める。

(昇給および降給)

第10条 昇給および降給は就業規則第21条に定めるとおりとする。

第4章 諸手当

(勤続手当)

第11条 職員の勤務年数が3年間に達したものは、4年目から10年目まで勤続年数に応じ1回の指導につき50円から100円を支給する。

- 2 勤続年数が10年を超えても、69歳までは100円を支給する。
- 3 70歳から75歳までは50円とする。
- 4 70歳以上で勤務年数が3年間に達したものはその時点から50円を支給し、75歳までとする。
- 5 事務作業の時間給分については別に定める。

(資格手当)

第12条 職員が次に該当する資格を有する場合は、つぎのとおり1回の指導につき以下に定める金額を支給する。

- (1) 健康運動指導士 100円
ただし、指導開始及び資格取得から3年間は50円とする。
- (2) 健康運動実践指導者 50円
ただし、指導取得及び資格取得から3年間は20円とする。

(育成手当)

第13条 指導者育成にかかわるものは、1回の指導につき100円を支給する。

- 2 前項の対象者は理事長が別に定める。

(指導内容別手当)

第14条 健康体操クラブを指導するものは1回の指導につき100円を支給する。

- 2 健康体操、シェイプ・アップ体操及び親子体操も指導を出来ると認められたものは1回の指導につき150円を支給する。
- 3 前項の対象者は理事長が別に定める。

(休祭日手当)

第15条 土曜日、日曜日及び祝祭日に指導した場合は1回の指導につき100円を支給する。

(有給休暇手当)

第16条 就業規則第18条に基づき有給休暇を取得した場合、2000円を支給する。

(通勤手当)

第17条 最も経済的な通常の経路及び方法による交通機関を利用する者に対し、実費を支給する。

- 2 勤務先が現住所の市区町村を越えないものについては、通勤手当は支給しない。
- 3 自動車の利用が合理的と認められる場合には、移動距離×ガソリン平均単価を通勤手当として支給する。ガソリン平均単価については半年毎に世間情勢を踏まえ理事会にて決定する。
- 4 バイクに関しても前項同様にて利用を認める。通勤手当は一日につき200円とする。

(移動手当)

第18条 所属支部から他の支部及び支部地域外へ指導又は行事等で出向く場合は、移動時間10分につき100円の手当を支給する。ただし、行事等とは第19条1項に掲げるものとする。

(行事等手当)

第 19 条 次の行事等に出席及び参加した場合は、人件費単価表に定める手当を支給する。

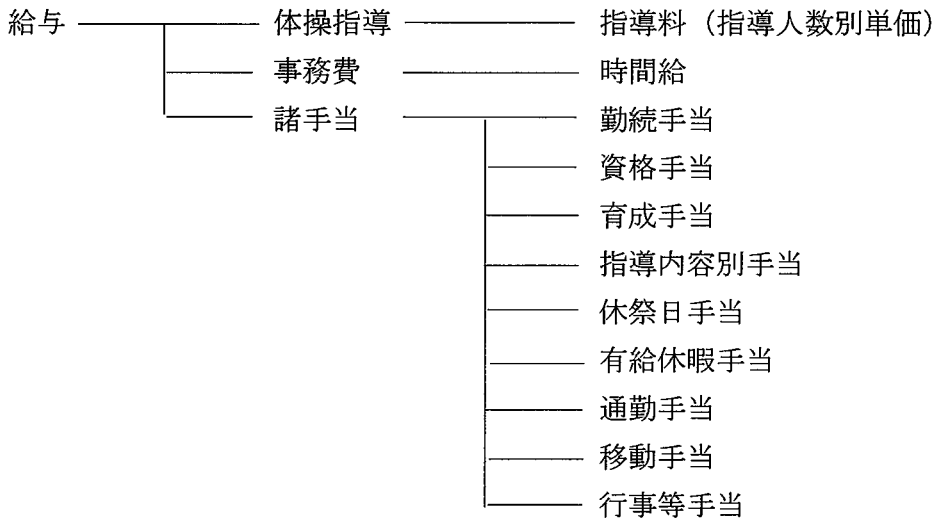
- (1) 運営委員会
- (2) 地域センターまつり等
- (3) 外部会議等
- (4) 法人主催の行事等
- (5) チラシまき
- (6) アンケート・体力測定集計

2 前項の行事等に参加した場合、通勤手当に準じ交通費を支給する。

3 参加した行事等のうち、前条に該当する場合は、行事等手当に合わせ移動手当も支給する。

附則 この規則は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1



人件費単価表

2019.10.1

指導料		勤続手当		資格手当		内容別					備考
人数	円	年	円	健運指士	実践		円				
								養成講座	理事長	5,000	10名迄
26						新人育成	100		健運動指導士	3,500	
25									4年以上	3,000	
24	4,400					健康体操	100		アシスタント	1,000	
23									研修受	500	2名以上
22	4,200	22				健/シェ/親	150	健康講座	理事長	7,000	エッコロ/ 生活ク員
21		21							有資格者	5,000	
20	4,000	20	75歳以上なし					親子体操	有資格者	7,000	
19		19	75歳迄半額					そんぽの家		3,000	
18	3,800	18	↑					転倒予防		5,000	
17		17	↑					介護予防		5,500	認知症を含む
16	3,600	16	↑					個別指導	理事長30分	1,500	
15		15	↑					まつり指導	20分	1,500	市民フェス ×1.25
14	3,400	14	70歳迄					まつり市外		3,000	対外アピール 日当1,500
13		13	↑					まつり補佐		500	
12	3,200	12	↑					おげんきクラブ	45分	2,500	
11		11	↑					災害時研究会	20分	1,500	
10	3,000	10	↑					研究会	20分	1,500	
9		9	100					防災学校		6,000	
8	2,500	8	90					土日祭日	1クラブ	100	
7	2,500	7	80					チラシまき		500	100枚
6	2,200	6	70					アンケート/体力測定/面談		100	
5		5	60					通所B交流会		500	
4	2,200	4	50	100	50			会場取り		500	
3		3						運営員会		2,000	半日
		2						外部会議	市外	2,000	
		1		50	20				市内	1,500	夜間500プラス
		0	入会					行事日当		1,500	半日
新設1年間2500円								移動(指導・会議・他)		10分100円	時間給の半額
	個人宅指導	30分	1,500					青梅→国分寺 一律1000円			
	アルバイト			規程より500円マイナス				交通費	市内なし		
	指導事務			東京都最低賃金					市外公共交通機関実費		
	事務局			経理担当30円/時間(予算・決算)				他市・車	○k ÷ 11k × 130円 + 500円		
				最低賃金~1,043円/時間まで				隣接市・車	○k ÷ 11k × 130円 + 250円		

新設 グランプラド11月・金戸倉1月・ひかり2月・本多公民館3月・北の原5月・千ヶ瀬A7月・木内通10月

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 健康体操指導ワーカーズ	事業年度	2019年4月1日～ 2020年3月31日
-----	--------------------------	------	--------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の詳細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取入会金	30,000円
正会員受取年会費	120,000円
賛助個人会員受取入会金	252,000円
賛助団体会員受取年会費	12,000円
賛助個人会員受取年会費	865,200円
個人受取寄附金	1,253,000円
その他受取寄附金	1,222,590円
受取補助金	84,000円
体操指導事業収益	8,631,200円
研究開発事業収益	66,500円
指導者養成事業収益	150,000円
支援事業収益	20,720円
受取利息	14円
その他収入	6,000円
	円
合 計	12,713,224円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	0円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
セラバンド緑	800円	
セラバンド赤	720円	
教材冊子「健康づくりノート」	1,000円	自主グループ会員には500円で頒布
教材冊子「はっらっYOKOさんとLet'sエクササイズ」	700円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
体操指導（自主グループ向け）	5,000円	1回1時間プログラム
体操指導（サービス付高齢者住宅向け）	6,000円	1回1時間プログラム（交通費込）
体操指導・講演（行政向け）	7,500円	1回1時間プログラム（交通費込）
体操指導・講演（一般向け）	20,000円	1回2時間（交通費は地域により相談）
自立生活体操公認指導員養成講座	15,000円	基礎編5,000円 応用編5,000円 公認編5,000円 （合計17時間）
	円	

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		390,000 円	体操指導料 自主グループ
		321,560 円	体操指導料 自主グループ
		310,610 円	体操指導料 自主グループ
		310,590 円	体操指導料 自主グループ
		298,560 円	体操指導料 自主グループ

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		3,198,454 円	職員給与 (理事)
		2,004,151 円	職員給与 (理事)
			職員給与
		839,036 円	職員給与 (理事)
			職員給与

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡 (棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
			2019年 9月11日	800 円	セラバンド緑 1本

元書類收受日 令和 2 年 6 月 19 日

差替書類收受日 令和 3 年 6 月 14 日

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	貸付 年月日	対価の額	譲渡資産の内容等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	役務の提供 年月日	対価の 額	役務提供の内容等
			2019年 4月1日～ 2020年 3月31	420,000円	法人事務所賃借料 月額35,000円
			2019年 4月1日～ 2020年 3月31	60,000円	水道光熱費 月額5,000円
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
なし	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
20 人	5,729,647 円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人健康体操指導ワーカーズ	チェック欄
-----	----------------------	-------

<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>	✓
---	---

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	2019年4月1日～2020年3月31日	5人	0人	0%	0人	0%
㉒	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉖」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉖」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 健康体操指導ワーカーズ	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		5人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	職	
小川 葉子		理事		0							2006年2月24日就任
近藤 智美		理事		0							2011年5月31日就任
清水 明子		理事		0							2013年5月31日就任
上田由美子		理事		0							2017年5月31日就任 2019年5月31日退任
井上みさ子		理事		0							2019年5月31日就任
木村 泰彦		監事		0							2015年5月31日就任

(注意事項)
 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人健康体操指導ワーカーズ		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（弥生会計）使用 ルーズリーフ	週1回	7年
仕訳日記帳	会計ソフト（弥生会計）使用 ルーズリーフ	週1回	7年
現金出納帳	ルーズリーフ	都度	7年
振替伝票	単票	随時	7年
入金伝票	単票	随時	7年
給与台帳	ルーズリーフ	月1回	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人健康体操指導ワーカーズ						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人健康体操指導ワーカーズ	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意
		<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 緑のカーブ
-----	-----------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
✓						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">事業年度</td> <td style="width: 25%;">月 日～ 月 日</td> <td style="width: 25%;">設立年月日</td> <td style="width: 25%;">平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人健康体操指導ワーカーズ	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(註2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	---

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	---

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	---

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ